

政府の日雇い派遣についての政令案に反対する声明

労働政策審議会は、2012年7月5日、厚生労働大臣の諮問した「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱」等について、「概ね妥当と認める。」と答申した。

厚生労働省の日雇い派遣についての政令案は、「労働者派遣により日雇労働者（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者）に従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として」（「改正」労働者派遣法第35条の3の第1項前段）、専門26業務のうちの17.5業務を、日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外としている。

また、政令案は、「雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合」として（前条前項後段）、①日雇労働者が60歳以上の者である場合、②日雇労働者が昼間学生である場合、③日雇労働者の収入の額が厚生労働省令で定める額（＝年間500万円）以上である場合、④日雇労働者が主として生計を一にする配偶者その他の親族の収入により生計を維持する者（世帯の収入が厚生労働省令で定める額（＝年間500万円）以上である者に限る。）である場合を、日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外としている。

しかし、専門26業務のうちの17.5業務は、5号業務（事務用機器操作の業務）や8号業務（ファイリングの業務）をはじめほとんどの業務が労働条件についての使用者との交渉で交渉力のある業務とはいえない。日雇い派遣の下では、17.5業務に従事する労働者は、劣悪な労働条件を押しつけられ、「適正な雇用の管理」はとうてい期待できない。

また、前記①ないし④の場合が、「雇用の機会の確保が特に困難であると認められる」とは必ずしもいえない。むしろ、そのような理由で日雇い派遣を認めることは、高齢者、学生、主婦等に劣悪な労働条件を押しつける結果をもたらすだけである。

日雇い派遣は、劣悪な労働条件、派遣元・派遣先の無責任、労働災害の多発等をもたらすものとして、その全面禁止が強く要請されてきたものである。労働者の権利保護のためには、日雇い的短期雇用には、職業紹介と直接雇用で対応すべきである。前記のように広範な例外を定める政令案は、日雇い派遣の原則禁止を定めた「改正」労働者派遣法第35条の3の趣旨をまったく没却するものである。

自由法曹団は、政府の日雇い派遣についての政令案に反対し、日雇い派遣の全面禁止を要求するものである。

2012年7月25日

自由法曹団

団長 篠原義仁